

議案第 51 号

給食費の額について

平成 30 年度からの給食費の額を次のように定め、その額での決定について市長に依頼する。

平成 29 年 12 月 15 日提出

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

(円)

区分	基準回数	1食単価	月額	年額
小学校児童	190	260	4,500	49,500
ろう学校児童	190	260	4,500	49,500
ろう学校生徒 (中学校・高等学校)	190	310	5,300	58,300
ろう学校幼児	190	210	3,600	39,600
養護学校児童生徒	181	270	4,500	49,500
教職員 (養護学校・中学校以外)	190	310	5,300	58,300
養護学校教職員	181	320	5,300	58,300
中学校生徒教職員	148	52	700	7,700

中学校の基準回数は牛乳の単価によって変動する可能性がある。

(提案理由)

横須賀市給食条例第 6 条の規定に基づき、給食費の額を定める規則の制定を市長に依頼するため

(参照)

横須賀市給食条例 (抄)

(中略)

(給食費の額)

第6条 給食費の額は、規則で定める額とする。

- 2 給食費の額は、第9条に規定する審議会の審議を経て決定しなければならない。

(中略)

(学校給食運営審議会)

第9条 第6条に定めるもののほか、学校給食の運営について必要な事項を審議するため、市に地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関として学校給食運営審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

- 2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 3 前項に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は規則で定める。